

事務所だより

vol. 57

Winter
2024

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階

TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 / FAX 法律・税務共通：06-6361-0096

ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/> (2024年1月発行)

弁護士 山 尚
弁護士 東 昌
弁護士 山 口
弁護士 齊 藤
弁護士 山 口
弁護士 健 一

税理士 山 口
弁護士 松 田
弁護士 藤 澤
弁護士 藤 原
事務所 裕 七
局 同 之 海 祐 智
一 同 之 祐 絵



【中之島公園難波橋】

新年のごあいさつを
申し上げます

明るく澄みきった青空を見上げたり、新緑の緑に目を奪われたり、夕食の穏やかな家族のだんらんがあったり。ああ幸せだと感じる瞬間です。

そんな日常がすべて奪われた人たち。毎日、毎晩、いつ空からミサイルが飛んできたり、爆弾が落とされたりするかと怯え、多くのこどもが殺されたり、死んだときのために、こどもの足に名前を書いておくのが日常という世界。

ロシアのウクライナ侵攻や、イスラエルのガザ侵攻の報道を見るたびに、命の危険におびえる人々が世界にこれだけいるのかと暗澹たる気持ちになります。

ロシアの一方的なウクライナ侵攻は、世界の人々から非難を浴びました。そしてイスラエルの無差別攻撃や、病院への攻撃に至っては、まさに虐殺です。

ハマスのミサイル攻撃が承認されるわけで

はありませんが、イスラエルの姿勢は、何百倍もの軍事力で、パレスチナをせん滅すると言わんばかりです。

イスラエルを建国したユダヤの人々は、第2次世界大戦で、600万人ともいわれる人々がナチスドイツから虐殺されました。そのイスラエルが、今度はパレスチナ人を虐殺しているのです。

ロシアとウクライナ、パレスチナとイスラエル、さらに世界の武力紛争が、一日も早く終わり平和が訪れることを願ってやみません。

——— 日本国憲法 9条 1項 ———

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

もう一度
考えたい。

大阪・関西万博とカジノ

弁護士

山口 健一

万博と税金の使い道

来年の大阪・関西万博。当初予算の1250億円が、1.9倍の2350億円にふくれ上がりました。大阪市民の負担額は、一人当たり19,000円（もちろん赤ちゃんも含めて）にもなります。

工事は大幅に遅れており、「命輝く」万博と宣伝しながら、一方で工事の遅れを取り戻すために、2024年から始まる残業規制を、万博の工事に限り例外とせよとまで主催者は主張しています。法律を曲げてまで、過労死や、労災を防ぐために作られた法律を、「命輝く」万博では例外にせよというのです。

1970年の大阪万博の時、私は大学3年。パピリオンを見るのに、何時間も並んだ記憶があります。

あれから45年後の万博。インターネットの普及で、ハードよりもソフト、エコが重視される現在、巨大な箱モノを作って人を呼び込むという万博は時代遅れ。これだけの税金をつぎ込んで、しかももっと増える懸念もあり、赤字は確実と言われていきます。中止あるいは延期と考える人が8割にも上るといふ世論調査もあります。

350億円をかけるといわれる一周2キロの木造建築物（リング）は、わずか半年で取り壊すというのです。まさに無駄遣い。これだけあれば、府民の暮らしはどれほどよくなるかと考えてしまいます。

カジノを含むIR（統合型リゾート）を誘致するための万博開催

この大阪・関西万博、当初は夢洲が予定地とは必ずしも決まっていなかった。

2014年、大阪府と大阪市は、IR（統合型リゾート）を夢洲に誘致することを決めました。

この夢洲は廃棄物処分地として埋め立て

られたのが始まり。夢洲の土壌には、ダイオキシンやヒ素、PCBなどが含まれており、しかも軟弱地盤で、地盤沈下が予想されており、その費用も莫大なものになると言われています。その費用の捻出のために万博を誘致して税金でインフラ開発を行い、万博開催後のカジノを含む統合型リゾートの建設を行うという算段が見えてきます。

大阪府と大阪市は、当初、税金はIRカジノには一切使わないと明言してきました。これは民営事業であり、ある意味当然の話でした。しかし2021年、大阪市は、「液状化リスクのある土地での大規模開発は極めて困難」というIR事業者の求めに応じて788億円の税金をつぎ込むことを決めました。しかもこの負担はさらに増える可能性があります。

カジノは府民・国民のためになるのか

そもそもカジノは、今や衰退産業。インターネット等の普及によってマカオも壊滅状態です。

カジノの入場制限をする、ギャンブル依存症対策をするなどと言われていますが、そのような手立てをしないといけない事業に税金をつぎ込み、国民をギャンブル漬けにして金儲けをする事業などとんでもない話です。

カジノを含むIR事業については、横浜市は推進派が選挙で敗れて撤退。和歌山は県議会で否決、長崎も認定見送りで、今や残るのは大阪のみ。それだけ問題点が多いことを示しています。

大阪の万博も、IR事業も、今一度立ち止まって再検討すべき時期に来ています。





最新の刑事訴訟法改正

弁護士

山口 昌之

はじめに

今回は最新の刑法改正（主に性犯罪に関する）についてご紹介しましたが、今回は同時期に改正された刑事訴訟法についての改正（一部刑法を含む）について解説します。

6月6日施行済

（1）実刑判決後の保釈要件の明確化

実刑判決後の再保釈については、裁量保釈の要件（逃亡や罪証隠滅のおそれの程度と被告人が受ける不利益の程度を考慮）のもと判断されていました。

改正法では、「被告人の不利益の程度が著しく高い場合でなければならぬが、逃亡するおそれの程度が高くないときはこの限りでない」とされ、裁量保釈の要件が明確化されました。

法制審議会では、現在運用されている保釈の範囲を限定する趣旨ではないと答弁されていますが、今後の運用が注視されます。

（2）逃走罪の主体の拡張及び法定刑の引き上げ

逃走罪の主体が「裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者」から「法令により拘禁された者」に拡張され、法定刑が1年以下から3年以下の懲役に引き上げられました。主な実務への影響としては、これまで対象にならなかった逮捕・勾留中の被疑者がその対象になるという点になります。

11月15日施行済

（1）公判出頭確保のための罰則新設

保釈等で身体を解放された被告人の公判期日への出頭を確保するため、保釈等された被告人の制限住居離脱罪、公判期日等への不出頭罪が新設されました。

（2）保釈等の場合の報告命令制度の創設

裁判所が必要と認める時に、被告人に対し、住居、労働または通学の状況、身分関

係等に報告を求められることができるとされました。報告を怠ったり虚偽の報告をすると、保釈が取り消されたり保釈金が没取されることがあります。



（3）控訴審の判決期日の出頭義務

控訴審の期日については被告人の出頭は任意とされていましたが、改正により、判決期日については出頭義務が課されることになりました。検察庁は、判決期日に実刑判決が下された場合は即日収用する運用に変更するとの通知を出しており、出頭した被告人が即日収容されることになりました。

これまで、判決期日出頭の有無にかかわらず、実刑判決の場合は数日後に出頭命令が出されて収容されるという運用でしたので、実務への影響は大きいと言えます。

今後施行が予定されているもの

（1）2024年2月15日に施行予定

逮捕状、起訴状や証拠書類などの重要書類について、犯罪被害者等の個人特定事項の秘匿措置が新設されます。

（2）2024年5月17日に施行予定

保釈等をされている被告人の監督者制度が創設されます。

これまでの法律上の義務が課されない身元引受人とは異なり、監督者に選任された場合は、逃亡防止・出頭確保について法律上の責任を負うこととなります。

（3）施行日未定

施行日は確定していませんが、実刑判決を受けた者に対する出国制限制度の創設や、位置端末情報により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度の創設が予定されています。



空家対策に関する法律が改正されました

弁護士

東 尚吾

はじめに

「5年前に父親が亡くなりましたが、田舎の家は誰も手をつけずそのままです。その管理を巡って親族の間で話もまとまらず、身動きもとれません。そんなおり、先日、突然、市から適切に管理するよう指導する文書が届きました」

令和2年に発表された「空き家所有者実態調査」では、いわゆる「空き家」の半数以上に腐朽・破損があることが明らかになるなど、その深刻さは増しています。

今般、平成26年に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法の改正法が令和5年6月に成立し、同年12月13日に施行され、空家対策をより強化する取組みが開始されました。

所有者等の責務

空家を所有している方の責務について、旧法は、「周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」(3条)としていましたが、改正法は「周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。」(5条)(下線部は筆者)とし、その責務を一層強化する表現に改められました。

改正内容

そのほか改正内容は、①空家等の活用拡大、②適正な管理の確保、③特定空家の除却等に大きく分かれます。その内容の一部をご紹介します。

①空家等の活用拡大に関する改正は、市区町村が空家等活用促進区域を定め、当該区域内の空家等の活用指針等を定めることによって、地域の特性に応じた空家等の利

活用を促すことや、空家等管理活用支援法人の制度を設け空家等の所有者への普及啓発や相談対応など、空家の利活用に向けた活動を促すことなどが盛り込まれています。

②適正な空家等管理の確保については、「特定空家等」(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等の空家等)となることを防ぐべく、「管理不全空家等」(空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空家等)という概念を新たに設け、それに該当する空家等について管理指針に則した措置を指導・勧告できるというものです。また、これまで「特定空家等」に該当し危険除去等のための措置を勧告した場合、固定資産税の住宅用地特例が解除される仕組みを設けていましたが、その解除対象が「管理不全空家等」として勧告を受けた場合にも拡大されました。

③特定空家の除却等に関する改正として、旧法では、市町村長は、「特定空家等」の所有者に対し適切な措置を求めて助言指導、勧告、命令を行うことが定められ、それでもなお危険除去等がなされない場合には、行政代執行、略式代執行といった措置を設けていました。新法では、加えて、新たに、緊急代執行の仕組みを設け、市町村長が除却等を行える場合を拡大し、より機動的な対応を可能としています。

最後に

空家を所有する方が適切に管理できない場合、相続や判断能力、債務の問題など法的な問題を抱えていることが珍しくありません。お困りの方は是非ご相談ください。





30分に込めるもの

弁護士

藤原 智絵

相談の残り時間5分。電話を片手に時計の針を確かめる。

「もう一度聞きます。そちらの電話番号が、販売者のA氏から伝えられたのですが、ここは商品の製造元ではないのですね」

スピーカーフォンから外国人の声。「だから、ここは商品発送するだけ。倉庫。そのA知らない。私たちは返品受け付けない…何か言いたいことあるなら……」。マニュアルがあるのか、同じことを繰り返し話す相手方。

電話を切り、おそらく効果のないダイエット商品を高額で買わされたと思われるものの、販売者が個人であるため消費者契約法が適用しがたいこと、ダイエット効果というものが目に見えにくいこと、詐欺商品であるとの立証もしにくいこと、返金をしてもらうことは厳しいことを説明する。ただそれでも、SNSの勧誘文言に乗せられ、今一番悔いていると思われる相談者に向け、さらに声をかける。

「悔しかったでしょうし、辛かったですね……あなたでなくても信用してしまうような巧みな手口だと思います。法的なアドバイスではないですが、これ以上自分を責めないでください」

瞳からこらえていた涙があふれ出す。長年コンプレックスに苛まれていたこと、消費者センターでも「どうしようもない」と言われ、分かっただけでも傷ついたこと、それでも今日目の前で電話をかけてもらい、向き合ってもらえたことが嬉しかったこと。

そう話した女性は、帰り際、「来て良かったです」と笑顔を見せられました。

* *

弁護士は多くの場合、過去の依頼者などの紹介で、新たな相談者にお会いします。相談者も事前に、弁護士の人となりや印象

を聞かれるため、紹介者を軸に一定の安心感をもって相談に臨まれます。

しかし、そのような「繋がり」がなく、まさに初めてお会いする方から相談をお聞きする場、それが弁護士会や自治体の法律相談です。

1 枠概ね30分。足を運ぶ相談者は、どんな弁護士に当たるのか分からず、短時間でどこまで話を聞いてもらえるのか分からず、大きな不安を抱えています。経済的な理由から、継続して弁護士に依頼をすることが難しい方も多くいらっしゃいます。そして皆さん、心にある混乱を少しでも紐解きたいと思われています。

そのために、早い時点で事案を把握し、争点に対する自分なりの判断と予測の説明をし、その場でできる対処法はできる限り実践する。紛争先の会社や相手方弁護士事務所などに電話をして交渉の余地を確認することや、手書きで文書案を作成して提出方法を説明することも多くあります。

その上で、混乱の根っこを共に考え、私なりの思いを伝えます。

難しくとも、この30分が、相談者にとって、何らかの方向性や解決の糸口を掴める場になるだけでなく、少しでも紛争を防いだり、苛烈にならないような「安心感」を得られる場にしたいと考えています。

ドアを出るその時に、「ホッとしました。来て良かったです」と言われることが、何よりも嬉しい瞬間です。

* *

一期一会の30分、これからも大切に向き合い続けたいと思います。





2024年問題

弁護士

藤澤 諒祐

2024年問題とは

2024年4月に適用開始する働き方改革関連法により、物流・運送や建設、医療などの業界が影響を受ける問題の総称です。企業は働き方を見直し改善すると同時に、懸念される問題へ対応しなければなりません。

今回は、物流・運送に関する問題について書きたいと思います。

物流・運送業界での働き方改革関連法改正による主な変更点

- ①拘束時間の制限
 - ②休息時間の確保
 - ③連続運転時間に関する規制
 - ④時間外労働と休日労働に関する制限
 - ⑤割増賃金の引き上げ
- の5つが主な変更点になります。

(1) ①について

2024年3月までは、1か月で原則293時間以内でしたが、2024年4月以降は、1か月で原則284時間以内となりました。

ここでの拘束時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間を指し、労働時間と仮眠を含めた休憩時間の合計です。

(2) ②について

トラック運転手の休息時間とは、勤務が終了して次の勤務に入るまでの時間を言います。

2024年3月までは、継続8時間とされていましたが、2024年4月以降は継続11時間を基本とし、9時間を下回らないこととされました。

(3) ③について

2024年3月までは、連続して運転できる時間は4時間以内とされ、運転を中断した際は原則として1回おおむね10分以上、合計30分以上の「非運転時間」を設けなければなりません。2024年4月以降は、上記の「非運転時間」が「休憩時間」

に変更になりました。

「非運転時間」とは運転を中断する時間を言い、運転の中断時に

荷積みや荷下ろしの作業を行うことは認められていました。しかし、「休憩時間」の場合は、運転を中断していても荷積みや荷下ろしなどの作業を行うことは認められません。

(4) ④について

2024年4月からは、自動車運転業務での時間外労働の上限が年960時間になります。原則、月45時間・年360時間とし、臨時的な事情がある場合でも年960時間が限度です。

(5) ⑤について

2024年3月までは、時間外労働に対する割増賃金率は25%でしたが、2024年4月以降は、月60時間を超える部分の時間外労働に対する割増賃金率は50%に引き上げられました。

物流・運送に関する2024年問題による影響

労働時間が短縮されることによって、ドライバーの手取り収入が減少するかもしれないといった声も聞きます。本来、ドライバーの労働環境を改善するための上記取り組みが、結果、ドライバーの生活を圧迫するのであれば、今回の改正の趣旨は大きく損なわれますし、ドライバー職の人材不足が加速する可能性もあります。上記変更と合わせて、使用者による賃金水準の見直しやそうした事業者の取り組みを後押しする国の施策など、取り組むべき周辺課題はまだまだあると考えています。



概要

令和5年10月1日から始まったインボイス制度（適格請求書等保存方式）とは、請求書や領収書などに記載すべき項目を定めた消費税の制度です。インボイス制度が求める項目を全て記載した請求書や領収書をインボイス（適格請求書）といいます。インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者の登録を受ける必要があります。登録を受けると消費税の課税事業者として消費税の申告と納付が必要になります。

消費税の仕組み

消費税は事業者が預った消費税から、支払った消費税を差し引きして納付しますが、2年前の売上が1,000万円を超えていなければ、これまで消費税の納税義務は免除されていました。インボイス制度が始まると、納税義務が免除される場合でも、請求書や領収書がインボイスでなければ、これまで差し引き出来ていた支払った消費税を引くことができず、結果として買手の納付税額が増えることとなります。取引先との関係などから、登録をしてインボイスを発行できる事業者を選択することも考えられます。

2割特例

インボイス制度の開始をきっかけとして、これまで納税義務が免除されていた場合でも、インボイス発行事業者として登録をした場合は、預った消費税の2割を納付することができる制度ができました。2割特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告の際に確定申告書に特例を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。また、2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令

和8年9月30日までの日の属する期間になります。

少額な返還インボイスの交付義務免除

インボイス発行事業者が、返品や値引きなどを行った場合には、返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。例えば、売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合には、通常、振込手数料相当額は1万円未満となりますので、返還インボイスの交付義務が免除されます。

インボイスに記載すべき事項

インボイスに記載すべき事項は次の項目になります。

- ①適格請求書発行事業者の登録番号（アルファベットのT+13桁の数字）
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の対象対象品目である旨）
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



はじめまして。昨年の12月13日までの司法修習を終えて、1月5日から山口法律会計事務所の一員となりました、松田七海と申します。約1年間の司法修習を終えて、いよいよ実務家として本格的に活動することとなり、身の引き締まる思いです。

私は、医療訴訟に興味を抱いたことをきっかけに弁護士を目指すようになりました。医師である父の元へ弁護士の方が訪ねてきてくださり、弁護士という仕事や医療と法の結びつきについて知り、医療訴訟に興味が湧きました。また、法律を勉強するうちに、私たちの生活には様々な法律がかかわっていることに気づきました。そこで、弁護士という仕事は、私が漠然と抱いていた「多様な人の生活にかかわり、手助けとなる仕事をしたい」という想いに合っているのではないかと思ったのです。

今でも私は医療事件に興味があります。そして、司法修習の期間中、医療訴訟について集中的に学ぶ機会があった際、医療事件の難しさを改めて考えました。私が見た

範囲の医療事件は、患者側は真剣に傷ついているし、医療機関側も真剣に医療行為を行っているケース、率直に言ってしまえば「根本的には誰が悪いわけでもない」事件が多かったです。そのような事件が紛争にまで至ることになってしまった理由として、医療機関と患者側のコミュニケーションがうまくいかなかったケースがありました。このような事件で、双方にとって納得のいく解決にたどり着くためには、弁護士が代理人として依頼者の言葉を相手方に伝えつつも、法律のプロとして事件の妥当な解決を理解した上で各方面に働きかける必要があることを知りました。これは簡単なことではないですが、弁護士が医療と法の関わりについて真剣にかかわることで、医療機関と患者の関係がより良いものになるはずであり、私もそのような役割を果たしたいと思っています。

司法修習を通して、多種多様な事件を勉強させていただき、今は医療訴訟に限らず様々な事件に対して積極的に取り組みたいと思っています。自分がかかわる事件において、依頼者に寄り添い、伝えたい言葉を丁寧にくみ取りつつも、プロとしての自覚を持ち、結果だけでなくその過程にも納得してもらえるような弁護士になりたいと思います。

さて、私がなんとなく始めた趣味に「種からレモンを育ててみる」というのがあります。夏にとんでもなく虫が湧いて心が折れかけ、実家の母の方が良く面倒を見ています。新しい趣味を探そうと思います。

そんな話はさておき、経験が浅くまだまだ未熟な私ではありますが、依頼者の皆さんのために日々研鑽を積んで参ります。

皆様、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。





スキーは重力?を使って

弁護士 山口 健一

昨年末4年ぶりに、こどもや孫たちと蔵王にスキーに出かけました。



こどもが小さい頃は、毎年スキー場で正月を迎えるのが恒例でしたが、冬スキーは久しぶり。私の後をついてきていた孫たちの後をついていくスキーになっています。

「スキーは、体力なんていらぬ。重力をうまく使って落ちればいんだから」なんて強がりを行っています。板をはいたまま登るのは、結構大変。さて今年はどうなるのやら。滑った後の雪を見ながらの露天風呂も今から楽しみです。

写真は5年前の志賀高原（長野）。自分ではもっとかっこよく滑ってるつもりなんですけど…。

鍋料理

弁護士 斉藤 真行

冬は鍋料理ですね。

畑から、白菜、蕪、大根、ブロッコリーや、水菜、小松菜、春菊、ホウレンソウ、チンゲンサイなどを採ってきます。肉と魚は交互にして、和・洋・中の鍋料理を、毎晩のように頂いています。

たくさん野菜が摂れて、体が温まって、最高ですね。



「いざ、雪山へ」

弁護士 山口 昌之

20代後半までは、毎年スキーやスノーボードを持って雪山に行っていたのですが、以降全く行かなくなりました。

5年ほど前から、再びスキーをすることになりました。スノーボードは大学生の時ははまってい

たのですが、ついスピードを出し過ぎて危険を伴うことを身をもって感じていたため、スキーに絞ることにしました。20年ぶりにスキー板を新調すると、昔とは違って滑りやすくなっていることに驚きました。

スピードはそこそこに、年相応に楽しみたいと思います。



あえて参鶏湯 (サムゲタン)

弁護士 東 尚吾

本場韓国では暑い季節の夏バテ防止、滋養強壮に食されるそうですが、季節外れに、鍋料理感覚で冬場に食べるのも絶品です。参鶏湯のパックを買えば、スープに鳥が丸々一羽が入っており、それを鍋に移して熱すれば手軽に食べられます。私の場合、追加でニンニクを多量に加えて煮込み、最後に白ネギの青い部分を輪切りにして入れて完成です。骨も全て食べ、スープも飲み干せば、体が温まり、疲れた体も一発回復しますよ。



冬来たりなば

弁護士 藤原 智絵

あれは幼少期の記憶。スピードを上げて走る2本の板。次の丘を越えリフトへ走り下りる……と思ったら、身体が宙に浮き、飛んだ!?次の瞬間、ドン!という衝撃と、顔型にかたどった空が見え。コース端の崖が見えず、落下した模様。息を切らしつつ雪布団に寝っ転がり、無性の楽しさをかみしめる。

冬山に抱かれて遊ぶことに、もう何十年も費やしてきました。ナイターの幻想的な空気、コブ先端からスタートする興奮、今も昔も変わりません。

当たり前に来ていた冬将軍が、最近待ちわびるようになり。低炭素社会に大きく梶を切れないもどかしさと、それでも冬になる自然への感謝を胸に、今年も銀世界に向かいます。



ここから先端を落とすのが難しい

鍋

弁護士 藤澤 諒祐

寒い冬は鍋を食べたくなります。

キムチ鍋、もつ鍋、水炊き、すき焼き、様々な鍋料理を家で食べるのが冬の楽しみの一つです。まず鍋の種類を決め、それからどんな食材を入れるかスーパーであれこれ考えるのも楽しいです。

簡単に作れて、栄養バランスも良くて、おいしくて体が温まる。一人暮らしをしている身としては、鍋は最高の料理だと思います。

もちろんおいしそうなお店を見つけて外で食べるのも良いですね。

今年は、もつ鍋とキムチ鍋は既に食べました。他にもどんな鍋を食べようかな。



Mの季節

弁護士 松田 七海

少し肌寒くなってきたなと感じ始める頃、私の友人から毎年連絡が一通来ます。

「今年も“Mの季節”ですね」と。

私は夏が大好きで、冬が苦手です。そんな私にとって冬に一番楽しみにしているものこそがM-1グランプリです。(私と友人はもはや「M」と呼んでいます。) M-1を見ていると笑えるだけでなくうっかり感動してしまい、寒さを忘れかけます。

本当にM-1があって良かった。今(11月)も楽しみでワクワクします。

ちなみに、M-1に関する写真なんてありません。漫才に関する上方漫才協会大賞の写真で勘弁してください。



スノーボード

税理士 山口 裕之

学生の時に始めたスノーボードは、冬の楽しみの一つです。リフトから降りた山頂から眺める景色は雄大で、雪の山々が眼前に迫ってきます。スキー場によっては雲海に出会えることも。非日常の銀世界を疾走する感覚を忘れることができません、また行きたくなります。長く続けている割には全く上達もせず、最近は何れもコース取りやスピードも控えめになりますが、今年は古くなったスノーボードを新調してみようと思います。



誕生日

事務局 澤田 智子

冬の楽しみは、やっぱり誕生日です。家族四人共が、冬生まれです。クリスマスに夫、元旦に長男、2月2日にわたし、バレンタインデーに長女と誕生日が次々に続きます。



子どものころもらったプレゼントで、今でもはっきり記憶に残っているのは、自転車です。小学1年生の時、初めてピンクと白の新しい自転車が家に届き、嬉しすぎてマンションの廊下を端から端まで走ったのを覚えています。

子どもがプレゼントを嬉しそうに開け、ケーキにたてたろうそくの灯を一生懸命消す姿をみると、この何気ない風景が幸せだと感じます。元気に笑顔で誕生日を迎え、1歳年を重ねる。わたしも子どもに負けぬように、たくさんのお話を学び吸収し、成長していきたいと思っています。

熱燗とつまみを楽しむ

事務局 宮嶋 暁子

知人がはじめた日本酒バーで熱燗の魅力に気づいて以来、一年中日本酒は熱燗で飲むことが多くなりました。

とはいえ、やっぱり冬の熱燗は格別!

酸が強めの、お料理に合う好みの日本酒に燗をつけてもらって、とっくりから立ちのぼる香りにひるみながらひとくち。お料理を食べてまたひとくち。徐々に冷めてくると味わいもまろやかになって、こだわりのつまみと合わせて食べれば至福のひとときです。



やわらぎ水を傍らに、ほろ酔いで外に出ると、冬の寒さで少し酔いが覚める、その感覚も冬ならではの楽しみです。

氷上のチェス

事務局 奥井ゆかり

私…ではなく母の冬の楽しみは、カーリング観戦です。ウィンタースポーツの時期になると、テレビやネットをチェックしてワクワクしている様子が冬がきたなと感じます。

毎度ルールや頭脳戦の魅力



を説明してくれますが、試合時間がかかるイメージのカーリングにはまだハマっていません。その熱弁を振るう姿を見ているほうが楽しかったりします。それでもいつの間にか選手やチーム名を覚え、結果が気になり始めました。私の冬の楽しみになる日もよいよ近づいてきたのかもしれない。

やっぱりかき氷

事務局 尾西 美紀

私の冬の楽しみは世間的にはオフシーズンに入ったかき氷です。

ここ最近ずっとかき氷のことばかり言っている気がしますが、冬こそかき氷のシーズンだと思っています。

夏のフルーツたっぷりのかき氷とは違い、ナッツや甘酒味の濃厚なクリーム、もちもちとろとろの求肥ソースなどお店によって味が大きく変わってくるのがおもしろいです。

また、クリスマスケーキ風、お正月イメージ等見た目も華やかでとってもかわいいです。

食べ進める程寒さが身にしみますがやめられないおいしさです。



雪あそび

事務局 北野佳名子

冬の楽しみと言えば、雪が降ることが、とても楽しみです。

雪国のように、冬の季節、雪が降ることが日常だったら、雪との生活リズムがあり、また、想いは変わるかもしれませんが、大阪では、雪が降ることが少なく、雪が積もることも、ほとんどないので、とても寒い日、身体が冷えるなあ。と、身体が震えていても、窓の外で、雪が降っているのを眺めると、とても嬉しい気持ちになります。

雪だるまや、かまくらなどをつくるには、たくさんの雪が降って積もらないとつくることができないので、冬の季節、雪が降るところへ行って、雪あそびを楽しみたいと思います。



空

事務局 岡山 幸代

冬の空は空気が澄んでいてとても好きです。

朝は、真っ青な空で気分が晴れやかになり、夜は、普段ぼんやりしか見えない星がはっきり見えるので、寒い日でもずっと見ていたくなります。

街には、いたるところでイルミネーションの装飾がされ、いろいろな色の小さな光が澄んだ空に映えてとてもきれいなので、毎年楽しみにしています。

いつか、天の川が肉眼で見えるぐらい空が綺麗な場所に行ってみたいと思っています。



音のあるなかで

事務局 富田 宏史

冬のあいだ音楽イベントが続きます。

2023年春、高槻市に完成した新ホールでの柿落とし「第九」公演。2022年末に合唱団のオーディションがあり、そこから冬のあいだみっちりレッスンを受けて5月の本番にのぞみ、夏の終わりからは年末恒例となった「1万人の第九」のレッスンが始まり12月本番という、なかなかのスケジュール。

その間、聴きたいコンサートもあり、大好きなバロックも含めて既に3月まで盛りだくさんです。

ようやく、かつてあったように開催されるようになり、心地よく音楽に浸って感じる豊かさと温かさ。



寒くなると食べたいもの

事務局 八重垣有夏里

寒くなると、暖かいものが食べたくなります。美味しいものはたくさんありますが、一人暮らしを始めてから、おでんが食べたくなることがありますが、他の鍋は作れても具材がたくさん必要なおでんは、一人用の鍋ではなかなか作れません。食べるのはあつという間なのに意外に手がかかるなど、いつも作ってくれた母に今更ですが感謝でいっぱいです。実家に帰るたびに食べたいもののリクエストがあるので、今度帰ったときはおでんをリクエストしようかなと思います。



シリーズ なにわの散歩道

中之島公園

中之島公園は、堂島川と土佐堀川に挟まれている、ちょっと珍しい水辺の公園です。

大阪市で初めて誕生した公園で、まわりのレトロなビルとも調和しており、観光名所にもなっています。

公園内にバラ園があり、春と秋には、赤、ピンク、黄色、さまざまな色のバラが咲いて、大勢の人で賑わいます。

絵を描いたり、写真を撮ったり、ベンチも多くあるので昼食をとることもできます。

天満橋方面に進むと芝生が広がっているの、レジャーシートを広げてピクニックをしたり、こどもたちが走り

回って遊んでいる姿もよく見かけます。

ウエディングフォトの撮影スポットにもなっているようで、ドレス姿の方を見かけることもあります。

夜になると、暖かいオレンジ色の外灯やオフィスビルの光が目立ち、日中とはまた違った雰囲気になります。川にかかる橋もライトアップされ、夜景がとてもきれいです。

最寄り駅の北浜駅やなにわ橋駅からも近く、昼も夜も楽しめる中之島公園に、一度訪れてみてはいかがでしょうか。

【岡山 幸代】



編集 後記

2023年は戦争や物価高など、暗いニュースが続いた一年だったように思います。家族や友人と談笑しながら食事をしたり、暖かい布団で眠る日々が当たり前ではないことを、改めて感じた一年でした。2024年は平和で穏やかな年になってほしいと思います。みなさまにとりまして幸多き一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

【岡山 幸代】



- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て、なにわ橋（ライオン橋）を北側に徒歩3分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て、北側に徒歩4分
- 阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐ

〈業務時間のごあんない〉

月～金曜日 9:00～18:00

※弁護士の手配により、18時以降の業務もあります。

【休日】土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、Eメールもご利用ください。

仕事始めは1月5日(金)午前9時からです

最近宛先不明で、事務所に返送される事務所だよりがあります。もしご希望があれば、引き続きお送りいたしますので、ご転居の際には、お電話かEメールで事務所にご連絡いただければ幸いです。

TEL：法律部門 06-6361-3234

税務部門 06-6361-3224

FAX：法律・税務共通 06-6361-0096

ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/>

E-mail office@yamaguchi-law.jp